

静岡県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年8月3日

静岡県監査委員 青木清高
静岡県監査委員 城塚浩
静岡県監査委員 鈴木洋佑
静岡県監査委員 池谷晴一

監査対象機関	監査結果報告年月日
ふじのくに地球環境史ミュージアム	平成30年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件名 非常勤職員の年次有給休暇付与日数等の誤り 3 内容 平成29年度の非常勤職員2人の年次有給休暇について、付与時期及び付与日数が誤っていた。	
【措置の内容】 指摘後、直ちに非常勤職員勤務状況管理簿兼休暇等承認申請（請求）簿を修正しました。 また、平成29年度の非常勤報酬等を再計算し、該当非常勤職員に説明し了解を得た上で、付与日数及び時期の誤りによって生じた非常勤職員報酬の追給・返納処理を、平成30年1月分報酬支給額の調整により完了しました。 現在は、非常勤職員取扱要綱に定められた事務処理の漏れや誤りがないよう、新たに有給休暇を付与する際に、決裁時の根拠資料を添付し複数の職員によるチェックを徹底して、再発防止に努めています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部健康福祉センター	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事務所全体が一丸となって、交通安全対策に取り組む体制を整え、職員の交通安全意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、次のとおり、交通事故の防止対策強化に努めています。</p> <p>1 職員が持ち回りで作成する交通安全標語について、毎月開催する所内連絡会（課長以上出席）で周知し、所内に掲示するほか、総務課からの所内あて各種連絡メールに掲載するなど、職員の交通安全意識の啓発に努めています。</p> <p>2 公用車で出かける職員に対し、「安全運転で気をつけて」等の声掛けを実施しています。</p> <p>3 西部出納室主催による交通安全講習会への参加を奨励し、多くの職員が積極的に参加しています。</p> <p>4 磐田地区安全運転管理協会から送付される広報誌「安管事務局だより」や、県警本部からの「重大事故発生通報」等の情報を逐次職員に提供し、あわせて所内のデータベースにも掲載しています。</p> <p>5 各季の交通安全運動の実施時や交通事故多発警報発令時には、その都度、内容を職員に周知し、職員の意識喚起を図っています。</p> <p>6 全職員がセーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」に参加し、安全運転を心掛けています。</p> <p>7 アルコール検知器を支所及び分庁舎に配備し、「公用車運転前点検表」に酒気帯びチェック欄を設け、前日に飲酒した場合は必ずアルコールチェックを行い、運転の可否を確認してから出張しています。</p> <p>8 当所独自の「交通安全カード」を全職員に配布し、公用車運転時には車内に吊るすこととし、職員の安全運転意識の喚起に取り組んでいます。</p> <p>9 全職員に安全運転に関する職場共通目標と個人目標を記載した「安全運転宣言書」を提出させ、安全運転の意識付けを図っています。【新規】</p> <p>10 「コンプライアンス通信」を利用した交通安全防止に係る危険予知トレーニングを、各課・班単位で実施しています。</p>	

11 使用頻度の高い公用車にドライブレコーダーを整備し、安全運転の確保を図っています。

12 公用車の運転時の後退事故防止を図るため、同乗者は必ず降車し、安全確認することの徹底を図っています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部農林事務所	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度に、公務中における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故を起こした職員に対し、所長から厳重に注意するとともに、全職員に交通事故防止への注意喚起を行いました。</p> <p>当事務所では、毎月、所内の課長以上の職員で構成する「交通安全委員会・事故防止委員会」を開催し、交通事故発生状況や交通安全に係る話題を取り上げ、事故防止の方策を検討するとともに、職員一人ひとりの交通事故防止意識の徹底を図ってきました。</p> <p>具体的には、次の取組を継続して実施してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公用車交通事故発生時対応マニュアルの全職員への配付 ②始業時の交通安全標語の唱和 ③交通安全標語コンクールの実施 ④交通事故ゼロボードの設置 ⑤各種講習会等への参加 ⑥セーフティチャレンジラリーへの参加(全職員) <p>また、依然として当事務所において交通事故が多発していることから、平成27年12月から全職員を対象に開催している「交通事故防止を内容とした視聴覚教材(DVD)を活用した交通安全講習会」を平成29年度も継続して実施しました。</p> <p>今後も、安全運転管理者講習会の内容を所内でフィードバックするとともに、自損事故を減少させるために、運行前の周囲の状況確認を徹底すること、狭路通過や後退時には同乗者が車両誘導を行い運転手を補助することなど、引き続き全職員が一丸となって、交通事故根絶に向けて取り組みます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
志太榛原農林事務所	平成30年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成28年度に、公務中における交通加害事故が2件発生していた。	
【措置の内容】 所長から、交通事故を起こした職員に対し厳重に注意するとともに、全職員に詳細を説明し、再発防止への注意喚起を行いました。 当所では、所長を会長とする「交通安全対策委員会」を中心に、毎朝始業時の交通安全標語等の唱和、警察署員等による交通安全講習会の開催、職員の交通安全自己目標の設定・反省の実施などにより、職員の交通安全意識の徹底を図る取組を行っております。 なお、平成28年度の交通加害事故発生を受け、平成29年1月に職員の運転傾向や反応速度などを確認する運転講習会を開催し、安全運転意識の向上を図りました。 今後も、機会あるごとに交通安全に対する職員の意識啓発を図り、交通事故の再発防止に取り組めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海土木事務所	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 盗撮事件の発生</p> <p>3 内 容 熱海土木事務所の職員は、平成27年8月及び28年3月、女性のスカート内を撮影する盗撮行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成29年9月に所属長から職員に対してメールにより、常に公私にかかわらず県職員としての自覚、服務規律の厳正な保持に努めるとともに、自らの行動が公務全体の信用に影響を与える可能性があることを認識して、節度ある行動に心掛けるよう注意喚起を図りました。</p> <p>また、定例課長会議においては、次長、技監及び各課長に対して、静岡県職員倫理規則第2条に定める倫理行動規準を改めて認識させ、綱紀の厳正保持の高揚に努めました。</p> <p>今後は、管理職への指導監督を徹底し、コンプライアンス意見交換会等を通して、ストレスのない風通しの良い職場作りに努め、再発防止を図ります。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度及び29年度に実施した業務委託及び建設工事で第三者事故（物損）が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当事務所の課長以上の職員及び検査監を委員とする「建設工事等安全管理推進委員会」を開催し、原因把握と再発防止の措置について検討の上、それぞれ必要な対応を講じました。</p> <p>3件の物損事故については、各々の原因である掘削時における埋設物への慎重な対応、足場撤去作業時の手渡しによる対応や十分安定した仮置き場の設置、工事現場における確認体制強化の対応策等を講じさせるとともに、安全管理の徹底のため、事業者における安全教育を強化するよう指導注意を行いました。</p> <p>また、事務所監督員・工事受注者それぞれの安全管理意識を向上させるため、総括監督員により業者への事故防止に向けた安全対策の徹底について指導注意を行いました。</p> <p>今後とも、監督・検査業務や安全パトロールなどを通じて、事故の原因となる事象に対して安全対策を講じるよう管内業者を指導し、再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡土木事務所	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①河川占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 占用許可要否の適用誤りにより、平成23年度から26年度までに占用料の誤徴収が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>河川上空の電線類の高さが15m以上である場合には、占用許可を要しないにもかかわらず、誤って許可して、占用料を徴収していた事例があり、平成29年3月に、占用者に説明の上で、占用料を還付いたしました。</p> <p>再発防止策として、該当項目を入れたチェックリストを作成して、起案文書に添付し、複数の職員が確認する体制をとることによって、関係諸規定の理解の浸透と職員間の認識統一を図ってまいります。</p> <p>今後とも、この再発防止策を確実に履行し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②建設工事現場等における第三者事故の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度に実施した建設工事で第三者事故（物損）が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故の発生を受け、当事務所の課長以上の職員で構成する「静岡土木事務所建設工事等安全推進委員会」を開催し、事故原因の調査と再発防止策の検討を行い、受注者に対して、交通基盤部の工事事故対応マニュアルに基づき指導注意を行うとともに、必要な措置を講ずるように指導しました。</p> <p>また、建設工事現場における事故防止のために、抜き打ちを含め、安全パトロールを年間34箇所実施しました。平素の工事立会時にも、監督員による建設工事現場の安全施設の確認や不備についての改善指導を行いました。</p> <p>事務所開催の優良建設工事等表彰式では、労働基準監督署や本庁工事検査課による安全管理講習会を実施し、施工事業者への注意喚起を行いました。</p> <p>今後とも引き続き、安全パトロールや工事立会時の指導を強化、徹底するとともに、受注者との打合せ等の様々な機会を捉えて、安全管理について、きめ細やかな指導を行ってまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故及び工事等の関係者事故の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度及び29年度に実施した道路改築工事等で第三者事故（物損）が7件、工事等の関係者事故（人身）が9件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>工事事故が発生した場合は、事故の程度にかかわらず、所長を委員長、所内課長以上職員・検査監を委員とする建設工事等安全管理推進委員会を速やかに開催し、事故の発生状況・原因の所内周知と再発防止の措置についての検討を行い、請負業者に対して文書注意や指導注意等を行っています。</p> <p>また、請負業者全体に対しては、建設業協会等に工事現場での安全対策の徹底について文書で通知するとともに、県や当事務所で作成した事故事例集等の資料を提供しています。</p> <p>加えて、増加傾向にある第三者物損事故の防止対策としては、受注者に対し、架空線等の支障物件の場所・高さ・種類を工事着手前に調査して結果を担当監督員へ報告するよう従来指導を行っていましたが、監査後、各監督員に対しても、受注者に報告を徹底させるよう指導しました。また、島田建設業協会と合同で行う安全パトロールを平成29年度は、2月末までに9回、15班の編成で実施し、予告なしで行う工事現場の安全パトロールは、計43回実施しました。</p> <p>工事事故防止に関しては、建設業協会会員を対象とする安全講習会を7月と2月の2回行っています。平成30年2月開催の講習会は、施工中の請負業者121社を集めて、所長、次長（技術）、各課長、班長、検査監が出席して、工事事故事例から、発生の状況を説明し、注意喚起を呼び掛けるとともに、発注者・受注者間で事故防止に向けた意見交換を行いました。</p> <p>今後も上記の対策を引き続き行い、事故防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
御前崎港管理事務所	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な積算及び監督業務</p> <p>3 内 容 平成28年度に実施したクレーン解体工事において、予定価格（設計金額）の算定にあたり参考見積書の妥当性を十分に検証せずに積算を行った。また、現場から発生した産業廃棄物の処分等の完了を把握していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、クレーン解体工事の特殊性から標準積算基準が適用できず、予定価格の算定に当たり参考見積書を徴収したものです。</p> <p>しかし、見積依頼した5者中3者が提出を辞退したため、提出のあった2者のうち見積額が安価な者を採用して予定価格を算定しましたが、その見積額の妥当性の検証として、さらに他者から見積を徴収するなどの確認をしていませんでした。</p> <p>また、産業廃棄物の処分等について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の確認をしておらず処分の完了を把握していませんでした。</p> <p>今後は、標準積算基準が適用できない特殊な工事で、参考見積書により予定価格を算定する場合には、見積書の妥当性を検証するため、見積り依頼先を拡大して見積りの再徴収を行う等適切な積算を実施するとともに、土木工事積算研修の受講等により積算業務に関する知識の習得に努め、積算業務を進める上で疑義が生じた場合には、直ちに本庁等へ確認することを徹底してまいります。</p> <p>また、本工事における産業廃棄物の処分量等の確認は、完成図書の決裁過程でのチェックが不十分であったために見逃してしまったことから、今後は、適正な処理を確認するため、「完成図書チェックリスト」を改善しダブルチェックすることで、再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊豆総合高等学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 住居侵入等及び窃盗事件の発生</p> <p>3 内 容 県立土肥高等学校（現県立伊豆総合高等学校土肥分校）の教諭は、平成28年9月、金品窃取の目的で伊豆市内の邸宅に侵入し、現金約40万円等を窃取した。また、平成28年10月、伊豆市内の住宅に侵入し、現金4万円を窃取した。さらに、平成27年10月頃から29年2月頃までの間、勤務時間内外に教員及び生徒が所有又は管理する現金479,609円を窃取した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 適正かつ安全な現金管理について</p> <p>校内での現金紛失が発生した直後の平成27年11月より、職員会議、朝の職員打合せ、生徒集会等で、改めて以下の事項について徹底を図りました。</p> <p>(1) 職員に対しては、生徒からの徴収金等は、預金口座に速やかに入金すること、止むを得ず現金を保管する場合は、事務室の金庫に預けること。</p> <p>(2) 職員個人の現金は、準備室等では保管せず、無人となることのない職員室で保管すること。</p> <p>(3) 生徒に対しては、必要以上の現金を学校に持参しないこと、現金による集金がある場合は、登校後速やかに教員に提出すること。</p> <p>2 校舎管理の徹底について</p> <p>(1) 平成28年6月以降、使用しない部屋の施錠を更に徹底しています。</p> <p>(2) 平成28年7月、貸出用の鍵の安全性を確保するために、玄関出入り口の鍵はナンバー登録されたものに、キーボックス、職員室、事務室の鍵は複製が困難なものに変更しました。あわせて、貸出キーの保管場所を金庫内に変更しました。</p> <p>(3) 平成28年7月、管理職が、週休日等の校舎の使用状況を正確かつ詳細に把握できるように、「休日勤務用貸出キー借用申請書」の様式を変更しました。</p> <p>(4) 平成28年10月、職員が所有している鍵の保有状況を把握するために、鍵の管理簿を作成しました。</p> <p>3 職員の意識改革について</p> <p>(1) 平成29年4月15日の当該教諭の逮捕報道を受け、平成29年4月17日に臨時職員会議を開き、事実関係の共通理解を深め、当事者意識を持つよう指導しました。</p> <p>(2) 平成29年度以降は更に、管理職が教職員からの情報に迅速に対応すること、年度当初面談を利用して、若手教職員が相談しやすい環境づくりと、校内のコミュニケーションの円滑化に努めて</p>	

います。

- (3) 平成29年度不祥事根絶取組計画において、4月、5月の早い時期にコンプライアンスに関する研修を取り入れ、教職員の意識改革に努めました。平成30年度は、「教職への誇り・使命感の醸成、向上心を持ち続けることの意義」を重点テーマとして研修を実施する予定です。

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|----------------------------------|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | 交通加害事故の発生 |
| 3 | 内容 | 平成28年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。 |

【措置の内容】

該当職員に対しては、事故発生後速やかに校長から厳重に注意するとともに、安全運転に対する意識向上と、交通事故防止対策の強化を目的に、職場全体で以下のとおり取り組みました。

- 平成29年度は、「不祥事根絶取組計画」の一環として、職場環境の大きな変化と多忙な時期が重なる4月、飲酒の機会が増える12月を捉え、交通安全対策をテーマとした校内研修を実施しました。
- 平成29年4月18日、朝の職員打合せで、「飲酒運転根絶対策実施要項」を配布し、改めて注意喚起するとともに、アルコール検知器を紹介し、使用を呼びかけました。
- 平成29年6月7日、朝の職員打合せで、教育委員会作成の「飲酒運転根絶のために」を配布し、活用を促しました。
- 平成29年6月12日、朝の職員打合せで、eラーニング「事故削減プログラム」の紹介と受講を依頼しました。その後も、副校長が毎月受講を呼びかけ、職員の意識改革を図っています。
- 平成29年7月19日の職員会議では、教育委員会作成の「教職員交通安全ニュース」を、平成29年12月20日の職員会議では、「教職員交通安全ニュース」、コンプライアンス通信「信頼にこたえる」を配布し、会議の席でも読み上げるなどして、注意喚起に努めました。
- 遠方より通勤している職員が多いため、平成29年度も引き続き、朝の打合せや職員会議において、道路状況等の情報の共有を図り、また11月には、スタッドレスタイヤの早期装着を呼びかけるなどの対策を執り、学校全体で事故防止のための最善の注意を払っています。
今後も繰り返し注意喚起することで、職員の事故防止に対する意識啓発に努めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士東高等学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>校長から、当該職員への厳重注意と指導を行いました。</p> <p>また、職員全体には、交通事故を起こさないために、安全運転に対する職員の意識改革を図るよう、以下のような対策を講じています。</p> <p>1 職員の意識改革</p> <p>(1) 平成28年度に、事故が発生した都度、直近の職員会議や朝の打合せにおいて、職員全体に向けて、校長や副校長から安全運転や事故防止への呼びかけを行いました。</p> <p>(2) 平成29年4月の職員会議において、交通事故ゼロに向けて学校全体で取り組むよう、あらためて意識の徹底を図りました。</p> <p>(3) 平成29年6月に保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として実施しました。</p> <p>(4) 職員全体に平成29年9月の職員会議で、校長から交通安全に対する注意喚起を行い、交通規範の遵守と事故の未然防止の重要性を周知・徹底しました。</p> <p>(5) 県教委eラーニング「事故削減プログラム」の毎月の配信があった都度、朝の打合せにて受講を指導しました。</p> <p>(6) 飲酒が増える時期や長期休業前には飲酒運転の撲滅と事故防止について注意喚起を行いました。</p> <p>2 今後の防止対策</p> <p>(1) 平成30年度に「交通安全対策」についての職員全体研修を、6月・8月に実施することを予定しており、特に保険会社の自動車事故削減講習会を実施することで、交通安全意識の徹底を図り、生徒・県民の規範となるよう努めます。</p> <p>(2) 職員会議等において、eラーニング中にある「安全運転ニュース」を活用して、安全運転意識の向上に努めます。</p> <p>(3) 県教育委員会からの「交通安全ニュース」等を活用して職員全体に交通安全についての啓発を行っていきます。</p> <p>(4) アルコール検知器での検査、飲酒の機会での呼びかけ、不祥事根絶自己チェックについて、継続して注意喚起を行っていきます。</p>	

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 通勤手当の認定誤り
- 3 内容 通勤手当の算定の際、高速道路の利用料金の算定を誤り、平成26年4月以降の通勤手当に過払いが発生していた。

【措置の内容】

本件は、平成26年4月の通勤手当認定時、軽自動車の料金で認定すべきところ、普通自動車の料金で認定したというものです。

1 原因

- (1) 認定決裁時において、確認資料として、軽自動車の高速料金がかかる表がない状態で起案したことです。
- (2) 通勤手当認定簿の「交通用具の別」欄に「原付四輪車」という軽自動車にも普通自動車にもとれる表現で記載されていたため、組織として誤りに気付くことができなかったことです。
- (3) 毎月の利用状況の確認時、利用料金の確認まで行わずに、回数のみ確認にとどまっていたため、算定の誤りに気付かなかったことです。

このことを受け、平成29年度分については平成29年11月分給与にて遡及返納処理を行い、平成26年度から平成28年度分については、過支給分を平成30年2月に、過年度返納処理により返納しました。

2 対策

- (1) 通勤手当認定簿の「交通用具の別」欄について確実に確認を行い、高速道路利用者は、軽四輪自動車なのか普通自動車なのかわかりにくい表現はやめ、「軽四輪自動車」「普通自動車」を明記するようにします。
- (2) 通勤届を受理する場合は、未記載部分がないよう指導するとともに、不明確な部分については、申請者に確認を行うことを徹底します。
- (3) 認定時には、軽自動車、普通自動車の高速料金がかかる表を確認書類として付けて、認定作業を行います。
- (4) 経験が浅い職員への知識習得・情報の共有化をあわせて行います。
- (5) 毎月の利用状況確認の際には、認定時の書類も添付して決裁することにより、事務室全体の複数の目で誤りを防ぎ、再発防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡農業高等学校	平成30 年 3 月 2 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度に、通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年3月の職員会議において、校長から全職員に対して監査結果を伝達し、交通加害事故を起こさないよう注意喚起を行うとともに、公務員の立場としてのみならず、一人の運転者として自分を振り返り、交通法規を守って余裕のある運転に心がけるよう啓発しました。あわせて、次の取組により、再発防止に努めています。</p> <p>1 教職員人事評価面談の際、校長から全職員に対して、個別に安全運転についての指導を行いました。</p> <p>2 朝の職員打合せや職員会議において、安全運転に関する資料や事故の事例説明、飲酒運転による懲戒処分のお知らせ等を随時行い、事故防止に関する教職員の意識向上に努めました。</p> <p>3 運営委員会において、交通事故の未然防止について伝え、各学年部及び農場部において普段から職員の交通安全への意識を高めるよう指示しました。</p> <p>4 毎月の職員会議においてコンプライアンス委員会を開催し、教育公務員としての自覚を促し、その中で交通事故防止についても周知しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡商業高等学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 窃盗事件の発生</p> <p>3 内 容 静岡商業高等学校の教諭は、平成29年3月、静岡市内の量販店において文房具や医薬品等を万引きした。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 臨時の職員会議等の開催</p> <p>事案発生翌日の朝、緊急職員会議を開催し、校長より職員へ事情を説明すると同時に教職員としての自覚と不祥事根絶に向けた取り組みについて改めて訓辞を行いました。その後、本人が担任をしていたクラスの朝のホームルームに校長、学年主任、副担任が訪れ謝罪をしました。さらに同日の学年末試験終了後、生徒向けの緊急集会を開き、校長から事情説明及び謝罪をするとともに、保護者宛に文書で謝罪をしました。また懲戒処分が公表された平成29年6月にも文書で「本校がより良い学校になるよう、教職員一丸となって教育活動に取り組み、信頼回復に努めていく覚悟である。」旨を伝えました。</p> <p>2 不祥事根絶に向けた取組</p> <p>毎月、職員会議の前に、不祥事根絶に向けた研修会を実施し、教育公務員としての責任感と使命感の高揚を図ってきました。特に懲戒処分が公表された平成29年6月には、事例研究として「窃盗」について取り上げ、研修を行いました。また、教職員への日常の声掛けを意識し、職場内でのコミュニケーションを十分に図り、職員の悩み等に早い段階から寄り添えるような環境づくりに努めています。今後も不祥事根絶を呼びかけ、職員一丸となって綱紀粛正に取り組んでまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
天竜高等学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故のあった直後には、当該職員に対して校長から嚴重注意を伝えるとともに、事故防止のための運転について説諭しました。また、全職員に対して安全運転の徹底について、朝の打合せにおいて校長から呼びかけるとともに、平成28年度末の職員会議においても、校長から改めて安全運転の重要性を説きました。</p> <p>平成29年度の職員会議では、次の取組を実施しています。</p> <p>6月は、県教育委員会作成の「飲酒運転根絶のために」を用いた研修を実施しました。あわせて県立学校教職員を対象として6月から実施された「事故削減プログラム（安全運転診断パッケージ）」の積極的な受講について、管理職が毎回呼びかけています。</p> <p>12月には、県くらし交通安全課作成の「交通安全トラの巻」や「事故削減プログラム」で出題された問題を資料に用いた、全職員を対象とした交通安全の研修を実施しました。</p> <p>また、全国交通安全運動期間の初日には、朝の打合せで交通安全の呼びかけを行い、職員の交通安全の徹底を図っています。</p> <p>今後も、具体的な事例を用いた交通安全研修の実施や、交通安全運動期間等における注意喚起により、全職員の交通安全意識をより高めていくことで、交通事故防止を努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士特別支援学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内 容 富士特別支援学校の教諭は、平成28年10月、公務外において酒気帯びの状態 で乗用車を運転した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 交通規則遵守についての注意喚起</p> <p>(1) 平成28年度当初の職員会議で校長から職員に安全運転、防衛運転への意識をいっそう高め交通事故ゼロに向けて全力で取り組むことへの注意喚起をしました。</p> <p>(2) 交通違反（酒気帯び運転）発生の翌日の朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事案の概況説明があり、飲酒運転再発防止の注意喚起をしました。</p> <p>(3) 平成29年度当初の職員会議で校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をしました。</p> <p>(4) 平成29年4月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図りました。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示しました。</p> <p>(5) アルコール検知器を職員室に配置し、抽出検査を実施しました。また、必要に応じて職員に貸出しました。</p> <p>(6) 年末の交通安全県民運動にあわせ、飲酒運転撲滅に向けたグループワークを行い、飲酒運転根絶の意識を共有しました。</p> <p>(7) 監査結果公表後の朝の打ち合わせで校長から職員に対して、監査で「指摘」となったことを伝え、今後における交通事犯根絶及び安全運転意識の向上について注意喚起をしました。</p> <p>2 今後の防止策</p> <p>(1) 平成30年4月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図ります。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示します。</p> <p>(2) 平成30年度当初の職員会議で校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。</p> <p>(3) 平成30年6月、不祥事根絶月間を設定し、事例研修を実施します。</p> <p>(4) 静岡県警察本部、富士警察署、静岡県教育委員会等から提供される交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えていきます。</p>	

- (5) 週末の朝、数人に週末の安全運転の心構えを話してもらいます。また、帰りの校内放送では、防衛運転の励行を呼び掛けていきます。
- (6) 県の交通安全運動期間、年度始め、学期始め等区切りの時期の始まる前に安全運転、防衛運転の意識を喚起していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝特別支援学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故を未然に防止するため、教職員一人ひとりの安全運転に関する意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、以下のとおり様々な交通事故の防止対策に取り組んでいます。</p> <p>なお、平成29年度は新たな取組として学年主任の「交通安全リーダー」としての位置づけを強化し、1～3を実施しています。今後も交通加害事故撲滅に向け様々な取組を実施していきます。</p> <p>1 学年主任等を交通安全リーダーとして位置づけ、事故事例に学ぶ研修（グループワーク）を学年単位で行い、教職員一人ひとりの気付きや決意をまとめて管理職に報告しています。</p> <p>2 毎月10日、20日、30日の「事故0の日」には交通安全リーダーから各学年に指導と呼びかけを行っています。</p> <p>3 「アルコールチェッカー」の試行と「飲酒運転防止」の呼びかけを交通安全リーダー中心に行っています。</p> <p>4 志太地区の交通事故発生箇所を職員室に貼り出して注意喚起すると共に、それらの事故が起きた状況について解説し、「追突事故」「巻き込み事故」防止に対する理解を図りました。</p> <p>5 週に3回、朝の打ち合わせ時に、教職員が交代で交通事故・ヒヤリハットの体験談や安全運転について普段心がけていることなどのスピーチを行い、教職員の安全運転意識向上を図っています。</p> <p>6 職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す「ムジコメーター」及び交通標語を設置し、達成目標等の見える化を図っています。</p> <p>7 損害保険会社による安全運転に関する講習及び運転者の適性をチェックするなど、教職員の運転に関する知識・技能の確認を行いました。</p> <p>8 過去5年間の教職員の交通事故の原因、発生月、時間帯を分析し、教職員に注意を促しました。</p> <p>9 管理職などをメンバーとする企画会等の校内会議において、交通事故の発生状況や事故防止策について情報共有を行い教職員に伝達しています。</p> <p>10 春・夏・秋・年末の交通安全期間中に、管理職等が街頭指導を実施し、安全運転意識の向上を図っています。</p> <p>11 セーフティチャレンジラリーに運転者全員が参加すると同時に、期間中、校内でも無事故無違反者の表彰をしています。</p> <p>12 教職員の意識改善のため、「かもしれない運転」や「二段階停止」など、安全運転に関する情報</p>	

提供を実施しています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井特別支援学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>職員会議において、法令順守の意識を高く持つことと不注意をなくすことで自分を守ることができることを全職員に徹底しました。</p> <p>平成28年度に引き続き、民間企業が行っている「セーフティチャレンジラリー150」に全職員がエントリーして150日間の無事故を目標に向けて取り組みました。</p> <p>また、継続的な取り組みとしては「交通事故事犯ゼロ〇〇日目」の加算式ボードを職員室入口に掲示しています。あわせて「交通安全自己目標シート」に毎月の目標と反省を毎月全職員が記載し、校内の交通安全委員に提出をするようにしています。</p> <p>さらに、平成29年10月には保険会社から講師を招き全職員対象の「職員交通安全講話」を実施しました。同講話は「教職員が事故を起こした場合の職務上の責任」等をテーマに、教職員にとって身近な内容とし、注意喚起をしました。</p> <p>今後ともこれらの取組を実施することにより、交通安全の再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜北特別支援学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成26年度から28年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>全職員に対し、交通加害事故再発防止に向けて、次のとおり措置を講じてきました。</p> <p>1 朝の打合せ（毎週月、木曜日）等 定期的に全職員へ交通安全の注意喚起、交通事故削減プログラムの実施を促しました。</p> <p>2 アルコールチェッカーの使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月から公用車運転前に数値を確認しています。 ・平成29年12月に実施した懇親会で数値を確認しました。 <p>3 信頼性向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年7月に実施した研修において、交通事故を起こさないためにできることを確認しました。 ・平成29年12月に実施した研修において、交通事故削減プログラムを監修した「東京海上日動火災保険(株)」から講師を招き、交通事故削減、交通事故発生時の対応等を研修しました。 <p>4 無免許運転防止対策 平成30年1月、全職員に対し、複数の職員が運転免許証の現物を確認し、失効のないことを確認しました。</p> <p>5 監査結果の伝達 平成30年3月、監査結果通知を受け、全職員に対し、校長が指摘を受けた内容、県民に公表されることなどを説明し、交通事故再発防止を呼びかけました。 今後も、職員の交通安全に対する意識啓発を図り、再発防止に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松中央警察署	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度に、公務中における交通加害事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 署長、副署長が交通事故発生時の特徴や運転時の安全意識などをテーマとした講話を行い、全職員に危険を予測した防衛運転を励行させるなど、交通事故防止の再発防止の徹底に努めています。 ・ 職員事故当事者を含めた全職員に対して、愛車精神を醸成させるため、公用車の一斉点検を実施し、車両整備と安全運転意識の高揚に努めています。 ・ オートバイ運転に不慣れな若手警察官を対象とした二輪車走行訓練を行い、運転の基本動作について確認を行いました。 ・ 公用車のドライブレコーダー映像を活用した安全運転と交通事故防止に対する指導を行いました。 ・ 全署員を対象に「ヒヤリ・ハット・気付きカード」を作成し、署員の貴重な経験の情報蓄積と共有化を図り、交通事故発生回避の資料として活用しました。 ・ 各幹部による声掛けや就務・退庁時に館内放送を実施し、交通事故防止の注意喚起を図っています。 <p>(警察本部における措置)</p> <p>警察本部監察課が次の措置をとり再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能向上のため、民間の交通教育施設において、安全確認要領を含めた実技指導等の訓練を受講させています。 ・ 幹部の同乗指導により自己の運転特性を認識させる施策を推進しています。 ・ 愛車精神を醸成させるため、公用車の自主点検を実施させています。 ・ 各種監察の機会において、交通事故防止に関する指導状況を検証し、その徹底を図っています。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
機関名非公表	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内 容 県中部の県立高等学校の主任技能員は、平成29年6月から8月にかけて、女性職員のスカートをめくるなどのわいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成29年10月5日、職員会議において、校長から全職員に対し事案の説明をし、人権を侵害する行為はあってはならないことを訓示しました。また、教育公務員としての自覚を再認識することを全職員に求め、サービスの厳正保持について厳重に注意しました。</p> <p>2 平成29年10月25日、職員会議にて副校長が「信頼にこたえる」、「セクシュアル・ハラスメント」の資料を用いて「不祥事根絶研修」を実施しました。職場における秩序や相手の気持ちに反した言動など、同僚に対するセクハラについてチェック方式で確認し、不祥事根絶の自覚を深めました。</p> <p>3 平成29年11月22日、職員会議にて、副校長が「セクハラ・わいせつ行為の根絶」について研修を実施しました。職員が自身の行動を振り返る機会を設け、意識の高揚を図りました。</p> <p>4 平成29年12月21日、職員会議にて、副校長が「綱紀の厳正保持等について」研修を実施しました。セクハラはもとより、その他の不祥事の根絶についても再認識し、綱紀の厳正保持について理解を深めました。その後も月1回以上の不祥事根絶研修を行っています。</p> <p>今後も職員会議や研修において、不祥事根絶に対する全職員の意識の高揚を図るとともに、職場内での相談体制を強化し、職員同士のコミュニケーションを図り、不祥事を未然に防ぐよう、再発防止に取り組んでいきます。</p>	